
徴収猶予制度や換価猶予制度が適用されていない理由 ～ その2 ～

投稿: 充 さま

ちょっとしつこいようだが、前回に引き続き、徴収猶予制度や換価猶予制度が適用されていない理由について考えてみたい。事実上の分納の擁護論者が多いと前回書いた。

徴収猶予制度や換価猶予制度が適用されていない理由には、さまざまな意見が出されたが、その意見を集約してみると、擁護論者うんぬんを言う前に、徴税吏員そのものが徴収猶予制度や換価猶予制度を知らない、納税の猶予の研修も行われていない。したがって、適用しようとする意識が薄いし、納税者に積極的な教示もしていないということになる。

こうなると、滞納整理、ことにその初期において、徴税吏員と納税者の間で一体どんなやりとりがなされているのだろうかということが大いに気になる。まさか、初めから納めろ納められないの押し問答ということはあるまいが……。

もしかして、文書による催告の繰り返しのみで電話や臨戸による納税折衝は滞納繰越になってからということはないだろうか心配になる。

ここで、納期限を1日でも過ぎれば滞納者と呼ぶべきという考え方がある中で、あえて納税者と書いたのには訳がある。その訳の一つに、常習滞納者は別として、初めて滞納した納税者には、未納ですけれどもどうなさいましたと聞くのが常識だろうと思うからである。つまり、滞納整理の初期においては、強い権限を持つ徴税吏員は、納税者の権利を侵さないように配慮すべきであると思うからである。法律に一言も触れられていない滞納整理という仕事の最大の意義が納税者の権利を侵さないように配慮するという点に見出されると思うからである。督促状が出てから中10日で差押えの厳しい法の立場と、人生いろいろある間を取り持って苛斂誅求を緩和するのが納税の猶予制度である。

こうした意味から、徴税吏員が納税の猶予制度を知らない、納税の猶予の研修も行われていない、納税者に積極的な教示もしていないということになると、まことに由々しき問題である。納税の猶予制度は、滞納整理を担当する徴税吏員が、いの一に理解しないといけない内容である。

さて、事実上の分納の擁護論に戻る。

徴収猶予制度や換価猶予制度が適用されていない理由の中で出された具体的な事実上の分納の擁護論を挙げると、その主なものとして次のようなものがある。

-
- ① 納付誓約書を提出させることにより事実上の猶予を行うと殆ど完結に至る。
 - ② 双方了解の下、最低限の労力のできるので有利である。一定の効果もある。
 - ③ 迅速に滞納処分が可能になる。(差押承諾書を取る。)
 - ④ 慣例として事実上の分納が定着している。
 - ⑤ 決裁が不要で、担当者が自由に使える。
 - ⑥ 分納を継続させることで納税意識が高まる。
 - ⑦ 誠実な分納を認めるほうが徴収上有利である。
 - ⑧ 納税の猶予制度よりも延滞金減免で処理を行う。
 - ⑨ 延滞金を徴収しておらず、納税の猶予のメリットが希薄になっている。
 - ⑩ 実務上未着手が多く、実質的に徴収猶予状態であり必要性を感じない。
 - ⑪ これらの理由を、その意思があるかないかは別として事実上の分納の擁護論と書いたが、全体をみると、できない・やらない理由を言わせたら日本一のお役人の涼しげで、得意然とした顔が浮かぶ。

一つには、地方税法総則(国税徴収法)など読んだこともない、いいか間違っているか考えたこともない、前からこのように処理してきているという前例踏襲と現状こそ最良の事なかれの実態が見える。

二つ目として、納付誓約書のみで分割納付を認める、差押承諾書を取るなどの違法な手続きがまかり通っている。このようなことをしていいなどと地方税法や国税徴収法にはどこにも書いてない。

地方税法や国税徴収法がさまざまな手続きを細かく決めているのは、細かな手続きを決めることによって徴収の便宜と納税者やその債権者の権利を保護することにある。地方税法や国税徴収に決められていないことを納税者に求めることは違法ないし職権濫用の類である。延滞金の不徴収、納税の猶予制度によらない延滞金の減免しかりである。

三つ目として、節度のない徴収・事務処理や納税の猶予制度を正しく適用しない結果を糊塗したり、好ましいと思えない結果を肯定する理由が見られるのはまことに嘆かわしいといわなければならない。

是非、もう一度改めて納税の猶予の規定をじっくり見てほしい。そうすれば、納税折衝のスタンスが違ってくるはずである。

一方、積極的な擁護論というより現行の納税の猶予制度の欠点(使いにくさ)をあげるものには、次ぎのようなものがある。

-
- ① 納税の猶予制度には、客観的な基準が定まっていない。
 - ② 国税徴収法で定めるこの制度は、地方税の賦課徴収制度に馴染まない。
 - ③ 地方税は納期が複数期に分かれている税も多く、猶予中に滞納が発生してしまう。
 - ④ 毎年課税される税目を1年間猶予し、果たして1年後に2年分の税金を納められるか疑問である。収入がなくても課税される税目がある。
 - ⑤ 分納不履行の際にすぐに滞納処分に移行できない。

こうした理由には、なるほど、そういえばそういう側面もと一瞬引き込まれそうな感じがしないでもないが、納税の猶予制度の理解をし直してほしいと言わざるをえない。

確かに、納税の猶予制度は、客観的な基準が完璧に決まっているわけではないが、わずかに徴税吏員の裁量を認めている部分を使いにくい面を抑えて、使いやすい面を醸し出している部分であると評価できる。

また、滞納の連鎖を打ち切るのが、納税の猶予制度であって、新規滞納をしない約束さえ守れないケースには適用はできない。

ここらあたりも、もう一度改めて納税の猶予の規定をじっくり見てほしい。そうすれば、納税の猶予制度という“ハンドルの遊び”が見えてくる。